

電気料金の計算について

- ・ 金額算出 使用許可期間の最終日に、各自動販売機に設置した子メーターを組合が確認し、それぞれメーター確認日付の関西電力個人のお客さま用従量電灯 A の 300kwh 超過分単価に該当期間使用量を乗じて算出。

(なお、関西電力の算定方式が更新された場合は、双方の協議により決定)

- ・ 請求時期 使用許可最終月の翌月